

森町教育委員会定例会会議録 (要旨)

会議名	令和7年2月森町教育委員会定例会					
開催日時	令和7年2月25日(火)9時30分					
会場	森町文化会館 第2研修室					
出席委員	教育長	野口和英				
	委員	村松昌吾				
	委員	早馬保男				
	委員	佐藤佐和子				
	委員	宮崎智栄				
出席者	学校教育課	課長	塩澤由記弥	社会教育課	課長	三澤由紀子
		課長補佐	土屋成弘		課長補佐	磯谷博俊
		庶務係長	鈴木真央		社会教育係長	中村美幸
		学校管理係長	高橋弘毅		図書館管理係長	花島園子
	健康子ども課	課長	朝比奈礼子			
		幼稚園保育園係長	米倉雅俊			
傍聴者	なし					

1 開会

教育長	委員の出席を確認し、開会を宣告。
-----	------------------

2 前回会議録の承認

教育長	事前に配付してある前回定例会の会議録について、質疑を求める。
委員全員	質疑なし承認。
教育長	前回定例会会議録の承認を宣し、教育長の報告を行う。

3 教育長の報告

教育長	2月に開催及び出席した各種会議等について報告する。
	2日・森町ロードレース大会 (開会式への出席、スターター)
	3日・課長会議 (総務課からの連絡等)
	・園長・校長会 (和顔愛語(2) 教育委員会行事等)
	・町幼小中一貫研推進委員会 (今年度の振り返りと来年度の計画)
	・県社会教育課来庁 (県立青少年教育施設のあり方説明)
	6日・森町健康づくり推進協議会 (第3次森町健康増進計画・食育推進計画について)
	・鈴木長十商店農林水産大臣賞受賞祝賀会(グリニティイワタ) (世界緑茶コンテスト2024・静岡茶品評会最高賞受賞を祝う会)
	7日・教職員人事評価面談 (校長・教頭の後期人事評価面談)
	9日・町職員採用試験 (職員3次募集面接試験官)
	13日・学校給食連絡協議会 (令和7年度給食実施計画について)
	14日・課長会議 (総務課からの連絡等)
	・総務課打合せ (職員採用に関する打合せ)
	17日・男女共同参画推進委員会 (今年度の進捗状況、来年度の計画)

	<ul style="list-style-type: none"> ・森町交通安全対策委員会 ・旭が丘中3年生来庁 	(令和7年度交通安全活動について) (静岡県SDGsスクールアワード [®] 県教育長賞等の受賞報告) (今年度の諸産業の発展を祈って)
	18日・小國神社祈年祭	(磐田・袋井両教育長と共に県立青少年教育施設に関する要請)
	19日・県教育長への訪問(県庁)	(来賓として出席)
	21日・更生保護女性会50周年記念式典	(管理職と教育長・学校教育指導主事との情報交換会)
	・森町校長会・教頭会情報交換会 (古澤屋)	(令和7年度教職員人事異動内申)
	25日・臨時教育委員会	(2月定例会)
	・教育委員会定例会	(令和6年度森町の教育について)
	・総合教育会議	(森町国民健康保険税の税率改定、森町公共下水道事業計画変更)
	26日・全員協議会	(進捗状況、スタートアップクラブ等について)
	27日・地域クラブ活動推進協議会	(北海道森町2中学校訪問、中学校部活動地域展開等の情報交換)
	28日・北海道森町教育事情視察(～3/1)	
教育長	教育長の報告について、質疑を求める。	
委員全員	質疑なし承認。	

4 付議する案件

【議事】

教育長	議事について事務局に説明を求める。 議第30号について説明を求める。
社会教育課 磯谷課長補佐	<p>議第30号 森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の提出について</p> <p>森町立図書館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を提出したいので、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の理由としては、民間のノウハウを活用して、運営の効率化や多様なサービスの提供、コスト削減を図り、また勤務している町職員を他で活用できるようになるため、森町立図書館の管理に関する業務を行わせることができる制度を整備する。</p> <p>改正の内容については、現在ある条例第6条の後に「第7条 指定管理者による管理」「第8条 指定管理者の指定の申請」「第9条 指定管理者の指定」「第10条 指定管理者の指定等の公示」「第11条 指定管理者の事業報告」を追加する改正である。以上、審議をお願いする。</p>
教育長	以上について質疑を求める。
村松委員	現在の職員は何人残るのか。
社会教育課長	図書館の職員は残らない。ただ、子供の読書計画等の行政がやるべき業務はあるため、想定としては社会教育係に業務を加える予定でいる。
社会教育課 磯谷課長補佐	図書館の業務すべてを指定管理者に任せるという内容で、指定を受けた業者が何人配置するかについては仕様書の中で示していく。
教育長	社会教育課がまったくタッチしない訳ではなく、職員も関わって業者と連絡調整をするというシステムである。
社会教育課長	現在児童館も指定管理をしており、健康こども課が入って管理をしながら、業務自体は社会福祉協議会が行っている。

委員 全員	他に質疑なく承認。
教 育 長	議第31号について説明を求める。
社会教育課 磯谷課長補佐	<p>議第31号 森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>森町立図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の理由としては、民間のノウハウを活用して、運営の効率化や多様なサービスの提供、コスト削減を図り、また勤務している町職員を他で活用できるようになるため、森町立図書館の管理に関する業務を行わせることができる制度を整備する。規則においては、指定管理者の指定をするための申請書等の書類、事業報告書、規定の適用を定めるものである。</p> <p>改正の内容については、「第15条 指定管理者の指定の申請書等」「第16条 事業報告書」「第17条 指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用」「第18条 雑則」を追加して改正するものである。以上、審議をお願いする。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全員	質疑なし承認。
教 育 長	議第32号について説明を求める。
庶務係長	<p>議第32号 森町学校給食運営規則の一部を改正する規則の制定について</p> <p>森町学校給食運営規則の一部を改正する規則を制定したいので、教育委員会の議決を求めるものである。</p> <p>改正の理由については、令和6年度末で調理場の再編を行い、森中学校調理場を閉鎖し、森中学校分は宮園小学校調理場で調理・配送することになったため、所要の改正を行うものである。</p> <p>改正内容については、森中学校調理場の閉鎖に伴い、別表中「宮園小学校調理場」の項に森中学校を加え、「森中学校調理場」の項を削るものである。以上、審議をお願いする。</p>
教 育 長	以上について質疑を求める。
村松委員	別表の「対象校」に休園している一宮幼稚園や天方幼稚園が記載されているが。
庶務係長	現在休園中であるため記載を残している。今後仮に閉園した場合、削除することになる。
委員 全員	他に質疑なく承認。

【報告事項】

教 育 長	<p>続いて報告事項について事務局に説明を求める。</p> <p>報第35号について説明を求める。</p>
庶務係長	<p>報第35号 森町立幼稚園及び小・中学校備品管理要綱の一部改正について</p> <p>本改正は、各学校の代表者で構成される「学校管理規則等検討委員会」において事務職員から提案があったものである。文書事務の効率化のため、様式第2号から第4号までの様式中の文書番号及び押印欄を廃止する改正である。様式第1号については、「様式第1号」の文言の後に「（第6条関係）」と本則の根拠となる条の番号が明記されていなかったため加えるものである。</p>

教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第36号について説明を求める。
社会教育係長	報36号 森町男女共同参画推進委員会設置要綱の一部改正について 来年度森町男女共同参画計画を改正する予定であるため、計画の策定または変更に関するものを「第2条 所掌事務」に加えるものである。また、庁内検討部会を設置する旨を第5条に加え、その庁内検討部会は別表にある課の職員に願います。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第37号について説明を求める。
学校教育課長	報第37号 森町議会1月臨時会報告について 本来はまず教育委員会での議決を経て町の議会へ提出すべきではあるが、12月定例教育委員会後に急遽予算について協議され、臨時議会において提案させていただいたため報告となった。 1月27日に臨時議会が開催され、森町一般会計補正予算第12号の予算書を提出している。10款3項1目学校管理費で4,033千円を補正するものである。内訳としては、中学校管理運営費2,000千円、中学校施設整備費2,033千円である。内容については、令和7年度に森中学校に通級指導教室を開設するにあたっての整備費用である。現在、森中学校の2階東側の校長室の隣にある教室を資料室と相談室に分けて使用しているが、資料室部分を通級指導教室とするための整備費である。また中学校施設整備費は、通級指導教室にエアコンを設置するための費用である。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第38号について説明を求める。
学校管理係長	報第38号 その他の報告について 学校教育課で工事に関する契約を締結したので報告する。工事名は「令和6年度町単独事業 森中学校通級指導教室空調施設設置工事」である。報第37号で説明があった通り、令和7年度の通級指導教室開設に向けた空調設備の設置工事である。契約先は(有)政和電気、契約日は令和7年2月10日、工事期間は令和7年2月12日から3月21日で契約金額は2,033千円である。
教 育 長	以上について質疑を求める。
委員 全 員	質疑なし承認。
教 育 長	報第39号について説明を求める。
幼稚園保育園係 長	報第39号 公立幼稚園のあり方に関する方針について 令和6年度に森町公立幼稚園のあり方検討会を4回開催し、方針を取りまとめたものになる。公立幼稚園のあり方に関する方針の主な内容について説明する。 まず、学級編成等における園児数の最低基準について、学級編成の最低基準等が今まで明確に定めていなかったため、今回の検討会で最低基準として定めたものである。適正な幼児教育を行うにあたり1学年の人数が少ない場合は、適正な集団教育、集団規模での教育・保育が行えないため、森町公立幼稚園の適正な規模として1学級5人以上かつ幼稚園全体で15人以上を最低基準とし、最低基準を下回る場合は休園を検討することとする。ただし、休園に関しては地域の実情を考慮した上で決定することとし、急な休園については

児童や保護者への影響も大きいと、段階的に募集を停止する等、影響を最小限にするための配慮を行いながら休園を決定していくと考えている。

休園及び廃園の判断基準及び決定については、休園・廃園の判断基準が明確に定めていないため、検討会にて検討を行い内容を決定している。幼稚園の休園については、最低基準を下回る園児数となった場合に休園を検討するが、在園児や保護者の影響を考慮しながら、1年から3年の余裕を持って休園することとする。ただしこの基準によらず、翌年度の在園児数がゼロになることが見込まれる場合に関しては翌年度から休園とする。廃園については、休園した幼稚園において、将来的な教育需要が見込めない場合は原則として休園から3年経過をもって廃園することとする。3年目に対応を決定することとするが、将来的な教育需要としては、最低基準を満たす程度の需要が3年以上安定的に継続すると認められることを判断基準としている。そのため、毎年度の入園申込み等から教育需要に関しては判断していく。

休園幼稚園の利活用については、原則として休園幼稚園の廃園が決まった段階で今後の利活用を検討することとし、また施設の状態により利活用が可能な施設かを十分に確認した上で検討を進めていく。ただし、休園幼稚園において適切な利活用が見込まれる場合においては、原則によらず検討を進めていくことにしたいと考えている。幼稚園の機能や設備を考慮すると、未就学児を対象とした利活用が最も適していると考えられることから、子ども子育て支援事業での利活用や地域の子供が利用できることを最優先として、活用の方法について検討していくこととするが、子ども子育て支援事業における利活用を認めない状況においては、小中学校の跡地利用の手順を参考にしながら広くご意見をいただきながら方向性を決定し、その他の事業等での利活用の検討をする。なお、利活用を前提としているが、森町の財政状況等を考慮し、適切な施設の維持管理が今後も可能であること、利活用にあたり大規模な修繕が必要でないことを条件とし、利活用が難しいと判断できる場合には園舎の解体も視野に検討を行う。

園児数の確保方策については、検討会の中でも園児数の確保についてももう少し町内外に向けた情報発信や魅力を伝える取組みをすべきではないかという意見をいただいたため方針に入れている。在園児数が減少する中で、適切な幼児教育の提供のため、公立幼稚園ならではの強みや良さを活かしながら、保護者のニーズに沿った幼児教育を進めていく必要がある。そのため、魅力ある幼稚園づくりや選ばれる幼稚園づくりのために資料に示してある取組みを行っていく。

認定こども園への移行については、現状としては教育・保育の需要のピークは過ぎており、待機児童の発生により課題となっていた保育需要の受け皿確保も、令和5年度に新規保育所が開所したことにより需要を満たすことができている。ただ一方で、認定こども園については、一定の利用者ニーズがあることに加え、資料に示してある点から幼児教育の質の向上や充実を図ることが可能になると考えている。また、公立幼稚園の役割を果たしながら、森町らしい豊かな自然等を活かした幼児教育を行うことも可能であることから、認定こども園へ移行することが望ましいと考え、引き続き公立幼稚園の認定こども園化については検討する方針としている。

今後の再編方針については、今後の未就学児童数や幼稚園の在園児見込数を考慮すると、一定の規模を保つために町内において必要となる幼稚園数は1～2園程度と予想されるため、今後の教育需要の動向を注視しながら、必要な幼児教育の提供のため、幼稚園の再編を進めていく方針とする。当面は現状の幼稚園数を維持し、幼児教育の提供を継続して行っていくこととするが、将来的な人口減少、少子化により園児数の減少傾向が続いていくことを考慮し、令和12年度を目処に町内の公立幼稚園を認定こども園へ移行することを検討していくこととする。

教 育 長

以上について質疑を求める。

村 松 委 員

認定こども園への移行を検討するのを令和12年度とした理由は、5年後には園児数等の状況もまた大きく変わってしまうのではないかと。

幼稚園保育園
係 長

認定こども園へ移行するとなるとそれなりに準備期間が必要であり、またいつまでに移行していくのかを明確にしたいというところで、5年の猶予をもって令和12年度と設定した。令和7年度から検討を進め、こういった種類のこども園にするか、教育・保育の需要の動向から果たして認定こども園が本当に必要かどうかというところまでを含めた検討から数えて5年間と設定している。そのような検討の中で、こども園化すると決まっていけば、制度的にはかなり詰めていかないと中身の教育という部分が上手くいかないと思うの

	で、そういったところを含めて5年と設定して令和12年としている。
佐藤委員	園児数の確保方策の中で、教育内容の積極的な情報発信とあり、とても必要なことだと思うが、具体的にどのように発信していくのか。
健康こども課長	<p>この資料は大枠として記載しているため、具体的な施策としては幼稚園側と話し合いながらどのように発信していくべきかを協議していく。まずはホームページが周知されていないため充実を図っていくことや、体験入園ももう少し親子と一緒に遊べるようなプラスアルファを入れていくことも必要かと思うため今後検討していく。</p> <p>令和12年度とした理由については、中長期的な方針というところである程度具体的な年度がないとそこに向かっていけないのではないかと考えた。「数年後」と謳ってうやむやになってはいけないので、一つの目安として令和12年度とした。認定こども園化が本当に必要かについては、子供が減ってきている中で、現段階では必要性はもしかしたら低いのかなという思いもある。ただ、検討会の委員の意見としては認定こども園化を進めてほしいという意見もある。町の方針として、認定こども園化が果たして良いのどうかも含めて令和12年度としている。最終的に令和12年度に認定こども園化するという訳ではない。</p>
委員全員	他に質疑なく承認。

5 連絡事項

教育長	連絡事項について、説明を求める。
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・この後、10時30分から総合教育会議を開催するので出席をお願いします。 ・次回の定例会を3月21日(金)13時30分から第2研修室で開催予定。 ・3月8日(土)10時から教育顕彰式を開催するので出席をお願いします。 ・卒業式の出席校について一部変更があったので確認をお願いします。

6 閉会

教育長	以上で本日の日程を終了し、閉会とする。 10時15分閉会
-----	---------------------------------

上記のとおり、会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

署 名 人 教 育 長

委 員

委 員

委 員

委 員

事 務 局
